

## 4 共同管理の考え方

現状および標準的な施設点検時間の算出結果の考察から、維持管理業務の効率化を図る新たな方法として、市町村の行政区域枠を越えた広域的な「共同管理」について検討した。

広域的な「共同管理」によるスケールメリットで、管理区域内に点在する、浄水場や水源等の水道施設を「水道の質と量を確保」しつつ、より効率的かつ、職員縮減による人員不足傾向にも対応しうる維持管理業務のシステムの検討をする必要がある。

次に「共同管理」検討案の基本的考え方を示す。

### 4.1 管理区域の再編による移動時間短縮（共同管理A案）

市町村の行政区域枠に囚われない、「共同管理」区域全体での維持管理業務の効率化と危機管理体制を基本に管理区域の再編を実施した。管理区域の再編による移動時間短縮案を「共同管理A案」とし、概念図を図4-1-1に示す。

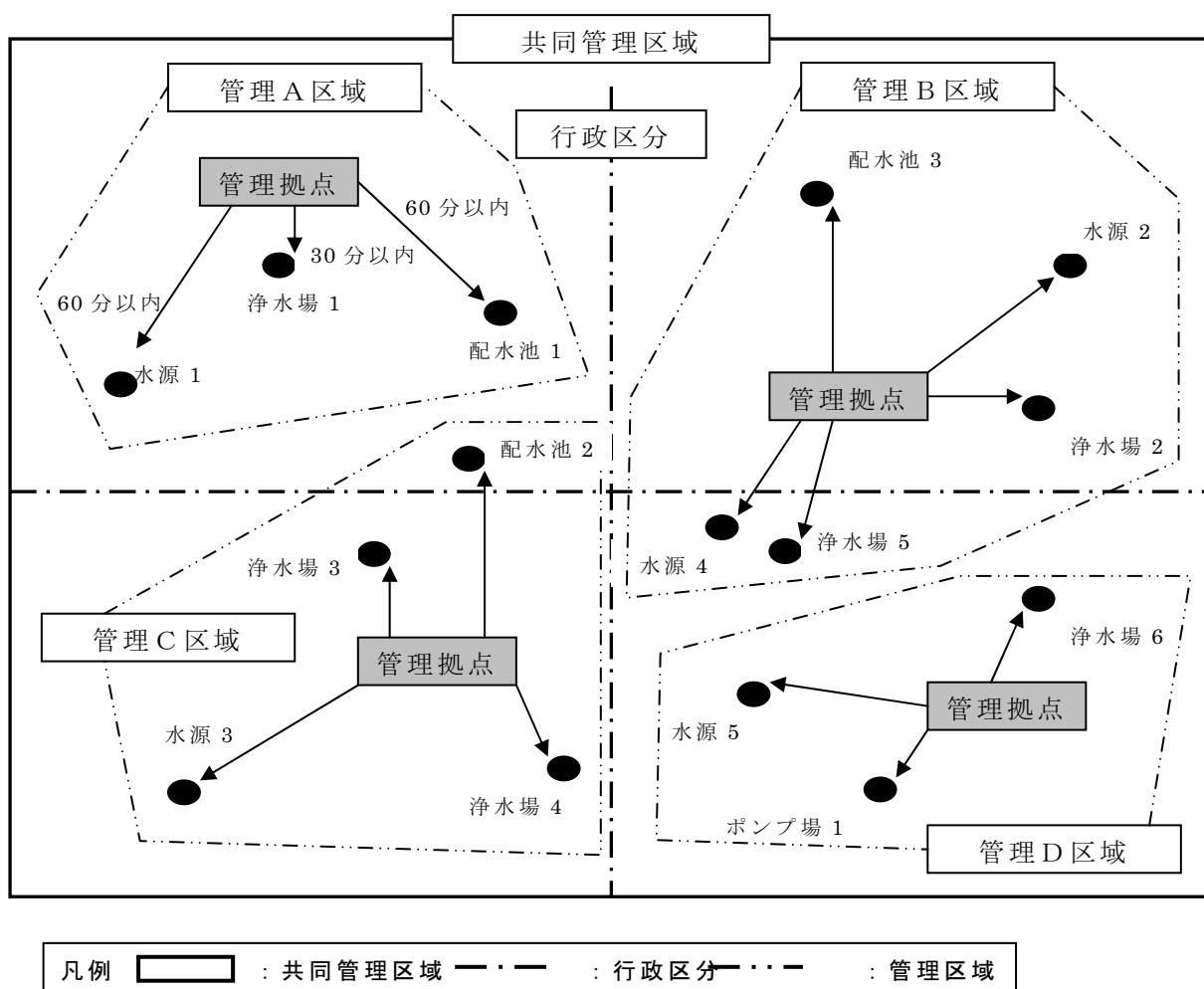


図 4-1-1 共同管理A案概念図

具体的な方法は、施設点検時間の算出により、維持管理業務に占める割合の多い、管理拠点から点検対象施設への「移動時間」の短縮を図るものとした。短縮に当たっては、「毎日点検頻度」、「週1回点検頻度」を有する点検対象施設を効率的に巡回でき、かつ異常時の迅速な現場対応ができる範囲とし、「浄水場」で30分以内、「水源」、「配水池」等で60分以内となるように管理区域を設定した。

なお、現状の管理拠点と巡回点検対象施設の関係が、上記の基本条件を満足しない場合は、隣接する別の管理拠点に切り替えるか、新たな管理拠点を設置するものとした。既存の管理拠点は、維持管理拠点と運転管理拠点を兼ねることになる。

## 4. 2 管理区域の設定

「共同管理A案」の基本的考え方に基づき、青森県、新潟県、兵庫県の各モデル地域の効率的な管理区域の設定を実施した。

### 4. 2. 1 青森県モデル地域

青森県モデル地域においては、市町の行政区域枠を越えた管理区域の設定をすることができた。その結果、4市町各1箇所の管理拠点から5箇所の管理拠点となった。

具体的には、移動時間が100分以上を要する十和田湖周辺地区簡水の移動時間短縮を目的に焼山浄水場に新規管理拠点を設置し、十和田市は2箇所の管理拠点とした。同様に、東北町も新規管理拠点を設置し、2箇所とした。管理施設数が少ない七戸町は、十和田市および東北町の近隣管理拠点の管理区域内に切り替えた。三沢市は、既存管理事務所から30分以内となっているため、現状のままとした。

設定した管理区域一覧を表4-2-1に、既存事務所配置図を図4-2-1、検討した管理拠点配置図を図4-2-2に示す。

表 4-2-1 青森県管理区域一覧

	区 域	管理エリア	管理拠点
青森県	青森A区域	十和田市の一部、七戸町の一部	十和田市上下水道部
	青森B区域	十和田市の一部	焼山浄水場内（新規）
	青森C区域	東北町の一部、十和田市の一部、七戸町の一部	東北町水道課
	青森D区域	東北町の一部、七戸町の一部	北栄浄水場内（新規）
	青森E区域	三沢市	三沢市水道事業所

青森県 既存事務所配置図  
[ 現状 ]

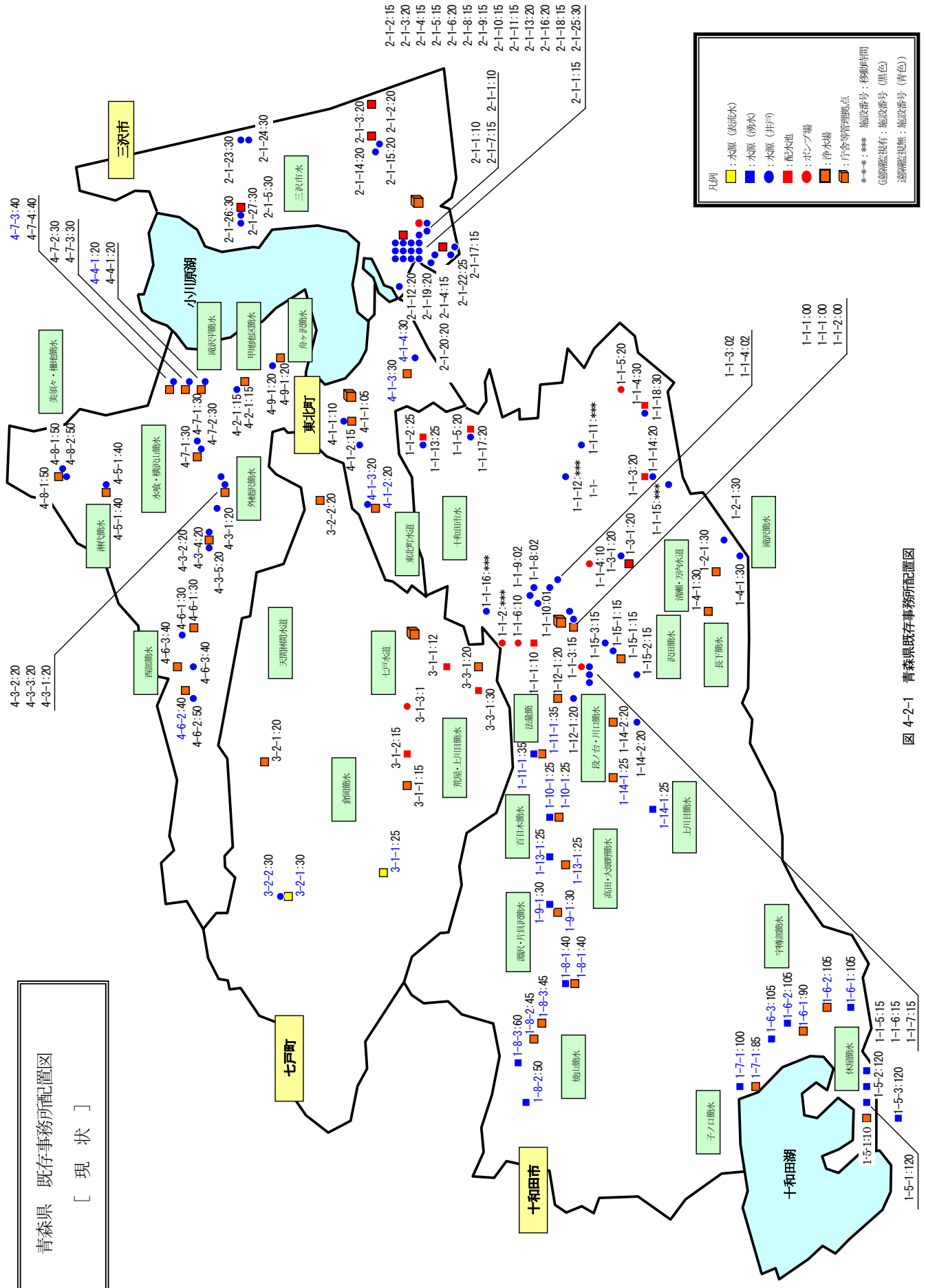


図 4-2-1 青森県既存事務所配置図

